

議案第49号

守谷市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

守谷市保健福祉審議会条例（平成10年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項

第3条第2項中第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 守谷市私立幼稚園連合会代表

(6) 守谷市PTA連絡協議会代表

(7) 子育て支援団体代表

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、守谷市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成25年守谷市条例 号）による改正後の守谷市保健福祉審議会条例の規定により初めて委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月4日 提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁
49	1

提案理由（議案第49号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部が施行され、同法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するため市町村に審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとされたことから、これらの事項の処理を守谷市保健福祉審議会が所掌することとするため、守谷市保健福祉審議会条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市保健福祉審議会条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るため、次の各号に関する事項について調査審議し、市長に意見を答申し、又は助言する。</p> <p>(1) 保健福祉事業・介護保険事業に係る計画及び施策に関する事項</p> <p>(2) 保健福祉サービス・介護保険サービスの推進及び見直しに関する事項</p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事項</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 保健団体代表</p> <p>(2) 福祉団体代表</p> <p>(3) 市民生委員児童委員協議会代表</p> <p>(4) 福祉施設代表</p> <p>(6) <u>守谷市PTA連絡協議会代表</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るため、次の各号に関する事項について調査審議し、市長に意見を答申し、又は助言する。</p> <p>(1) 保健福祉事業・介護保険事業に係る計画及び施策に関する事項</p> <p>(2) 保健福祉サービス・介護保険サービスの推進及び見直しに関する事項</p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 保健団体代表</p> <p>(2) 福祉団体代表</p> <p>(3) 市民生委員児童委員協議会代表</p> <p>(4) 福祉施設代表</p>

49	議案
2	頁

(7) 子育て支援団体代表

(8) 学識経験者

(9) 市の住民

(10) 市議会議員

(11) 行政機関代表

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、守谷市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成25年守谷市条例 号）による改正後の守谷市保健福祉審議会条例の規定により初めて委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(5) 学識経験者

(6) 市の住民

(7) 市議会議員

(8) 行政機関代表

附 則

この条例は、公布の日から施行する。